

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を下記 5 のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和 7 年 8 月 20 日 津地方法務局四日市支局 登記官 東山 匡
記

- 1 手続番号
 第 1903-2024-0007 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 四日市市貝家町字山川 1398 番 21
- 3 地目
 山林
- 4 地積
 34 平方メートル
- 5 表題部所有者として登記すべき者の名称及び住所
 主たる事務所 四日市市貝家町 47 番地
 名 称 上品寺